

◎異動届出書の記入について

①退職等の異動で未徴収税額を個人で納付する場合

※①②のケースでは、処理後 特別徴収義務者宛に通知はお送りしていません。

給 与 支 払 報 告 書 特 別 徴 収		に係る給与所得者異動届出書		年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
新宿 市 区 町 村 長 殿		所在地 〒160-0021 新宿区 歌舞伎町 1-4-1		特別徴収義務者 指 定 番 号		040155			
令和 5 年 9 月 5 日提出		フリガナ シンジユク ショウジカブシキガイシャ		宛 名 番 号		9			
給 与 支 払 者 〔特別徴収〕		氏名又は名称 新宿商事株式会社		担 当 者 先		所 属 経理係			
		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		氏 名		新宿 花子			
				電 話		03-3209-1111 内線(2735)			
給 与 所 得 者	フリガナ	シンジユク ウメコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	新宿 梅子							
	生年月日	昭和 50 年 12 月 12 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号	1 2 3 4 5 6							
1 月 1 日 現在の住所	新宿区若松町12-6		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	5 年 8 月 31 日	1 退 2 転 3 休 4 死 5 支 6 払 7 合 8 所 9 理 理由	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住 所	中野区中野4-8-1								35,600 円
1. 特別徴収継続の場合									
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒		法 人 番 号		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所 在 地								
	フリガナ								
	氏名又は名称					受給者番号			
8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			
2. 一括徴収の場合									
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
普通徴収の場合、理由を記入			1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			月 日		円	
3. 普通徴収の場合									
理 由	1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため							※市区町村記入欄	
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため									
3. 死亡による退職であるため									

1. 現年度は5年度のみ処理
2. 新年度は6年度のみ処理
3. 両年度は5年度、6年度処理

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

普通徴収の場合、理由を記入

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

※市区町村記入欄

②退職等の異動で未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

新宿 市 区 町 村 長 殿 令和 5 年 9 月 5 日 提出		所在地 〒160-0021 新宿区 歌舞伎町 1-4-1 フリガナ シンジュク ショウジカブシキガイシャ 氏名又は名称 新宿商事株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 特別徴収義務者指定番号 040155 宛 名 番 号 9 担 連 所 属 経 理 係 当 絡 氏 名 新 宿 花 子 者 先 電 話 03-3209-1111 内線 (2735)					
給 与 所 得 者	フリガナ	シンジュク ウメコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	新宿 梅子						
	生年月日	昭和 50 年 12 月 12 日						
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	受給者番号	1 2 3 4 5 6						
1 月 1 日現在の住所	新宿区若松町 12-6		140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	5 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転任 3. 休職 4. 死別 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	2. 一括徴収
異動後の住所	中野区中野 4-8-1			35,600 円	104,400 円			3. 普通徴収 (本人納付)

1. 現年度は5年度のみ処理
2. 新年度は6年度のみ処理
3. 両年度は5年度、6年度処理

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	1. 特別徴収継続の場合	(特別徴収義務者指定番号) 新規 法人番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分から一括徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円(6 月から翌年 5 月分) (イ) 徴収済額 35,600 円(6 月から 8 月分) (ウ) 未徴収税額 104,400 円(9 月から翌年 5 月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	2. 一括徴収の場合	1. 異動が令和 5 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 9 月 21 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	3. 普通徴収の場合	1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄	
	理由	1. 異動が令和 5 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 3. 死亡による退職であるため		

一括で徴収した税額を納入する該当月分 ※ 1 月以降の退職の場合は、原則として一括徴収となります。

③転勤等により新勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

給与支払報告 特別徴収		年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
新宿 市区町村長殿 令和 5 年 9 月 5 日提出		所在地 〒160-0021 新宿区 歌舞伎町 1-4-1 フリガナ シンジュクショウジカブシキガイシャ 氏名又は名称 新宿商事株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
給与支払者 特別徴収 義務者		特別徴収義務者 指定番号 040155 9 経理係 新宿 花子 当 格 氏 名 者 先 電話 03-3209-1111 内線 (2735)	
フリガナ シンジュク ウメコ 氏 名 新宿 梅子 生年月日 昭和 50 年 12 月 12 日 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 35,600 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9 月から 5 月まで 104,400 円 異 動 年 月 日 5 年 2 月 8 日 31 日 異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払 5. 少額 6. 併合 7. その他 事由・理由 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

本人の個人番号は前勤務先では記入せず、新しい勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。

1 2 3 4 5 6
新宿区若松町 12-6
中野区中野 4-8-1

個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。

1. 現年度は 5 年度のみ処理
2. 新年度は 6 年度のみ処理
3. 両年度は 5 年度、6 年度処理

8 月末で退職する給与所得者を、9 月分から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 116,000 円を 9 月分(翌月 10 日納入期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
(新しい勤務先) 特別徴収義務者 指定番号 5 0 0 5 3 3 (新規) 法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 所在地 〒112-0003 文京区春日 1-16-21 フリガナ カブシキガイシャブンキョウ 氏名又は名称 株式会社 文京	担当者連絡先 所属 経理係 氏名 歌舞伎 町子 電話 03-5273-4107 内線 受給者番号 002354 納入書の要否 2 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入します。

2. 一括徴収の場合 理由 ☐ 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日 一括徴収した税額は、 月分(翌月 10 日納入期限)で 円 納入します。
--	--	--

3. 普通徴収の場合 理由 ☐ 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市区町村記入欄
--	--	----------